

## スマート農業総合推進対策事業費補助金等交付要綱

制定元農会第863号  
令和2年4月1日  
農林水産事務次官依命通知

### (通則)

第1 スマート農業総合推進対策事業費補助金及びスマート農業総合推進対策事業費地方公共団体補助金（以下「補助金」という。）の交付については、スマート農業総合推進対策事業実施要綱（令和2年4月1日付け元農会第863号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2 補助金は、スマート農業の現場実装の推進に向け、実施要綱に基づいて行う事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費を補助することを目的とする。

### (交付の対象及び補助率等)

第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、実施要綱第2に定める事業実施主体（以下「補助事業者」という。）が行う別表1に定める補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表1に定めるところによる。

### (流用の禁止)

第4 次に掲げる流用をしてはならない。

- (1) 別表1の区分欄に掲げる1から3までの事業の相互間における流用
- (2) 別表1の区分欄の1の経費欄に掲げる(1)及び(2)の相互間における流用
- (3) 別表1の区分欄の2の経費欄に掲げる(1)及び(2)の相互間における流用並

びに（２）のア及びイの相互間における流用

（４）別表１の区分欄の３の経費欄に掲げる（１）及び（２）の相互間における流用

（申請手続）

- 第５ 交付規則第２条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第１号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、別表２の事業名の欄に掲げるそれぞれの事業の補助事業者の区分に従って交付決定者の欄に掲げる者（以下「交付決定者」という。）に交付申請書正副２部を提出しなければならない。
- ２ 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

- 第６ 交付規則第２条の交付決定者が別に定める交付申請書の提出期限は、交付決定者が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

- 第７ 交付決定者は、第５第１項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

（申請の取下げ）

- 第８ 補助事業者は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して１５日以内にその旨を記載した書面を交付決定者に提出しなければならない。

（契約等）

- 第９ 補助事業者（地方公共団体が補助事業者である場合を除く。第９において同じ。）は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、交付決定者に届け出なければならない。
- ２ 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- ３ 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第２号による指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立

書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第 10 補助事業者は、別表 1 に定める重要な変更該当するときは、あらかじめ別記様式第 3 号による変更等承認申請書正副 2 部を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 交付決定者は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第 11 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表 1 の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第 12 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第 4 号による事業遅延等報告書正副 2 部を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。

(概算払の請求)

第 13 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第 5 号による概算払請求書正副 2 部を交付決定者及び官署支出官（農林水産省にあつては大臣官房予算課経理調査官、北海道農政事務所、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

(状況報告)

第 14 補助事業者は、補助事業の交付決定に係る年度の 12 月 31 日現在において、別記様式第 6 号により事業遂行状況報告書正副 2 部を作成し、当該年度の 1 月 31 日までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、第 13 の別記様式第 5 号に定める概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項に規定する時期のほか、交付決定者は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第 15 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 7 号のとおりとし、補助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から 1 箇月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概

算払により交付された場合は翌年度の6月10日)までに、実績報告書正副2部を交付決定者に提出しなければならない。

2 第5第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第5第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第8号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

#### (補助金の額の確定等)

第16 交付決定者は、第15第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 交付決定者は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日(地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日)以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (交付決定の取消等)

第17 交付決定者は、第10第1項の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 交付決定者は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は

一部の返還を命ずるものとする。

- 3 交付決定者は、第1項(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第16第3項の規定を準用する。

#### (財産の管理等)

- 第18 補助事業者は、補助対象経費(補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

#### (財産の処分の制限)

- 第19 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する処分制限期間(以下「処分制限期間」という。)とする。
  - 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。
  - 4 前項の承認については、第18第2項の規定を準用する。

#### (補助金の経理)

- 第20 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、ほかの経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
  - 3 補助事業者は、取得財産等について、当該取得財産等の処分制限期間中、前二項に規定する帳簿等に加え、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

#### (補助金調書)

- 第21 補助事業者が地方公共団体である場合は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第10号による補助金調書を作成しておかなければならない。

#### (報告)

第 22 補助事業者のうち一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 42 条第 2 項に規定する特例民法法人にあつては、この補助金に係る補助金等支出明細書（別記様式第 11 号）を作成し、別記様式第 12 号による補助金等概要報告書を添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、交付を受けた年度の翌年度の 6 月 30 日までに大臣に報告するものとする。

（間接補助金交付の際付すべき条件）

第 23 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第 9 から第 21 までの規定に準ずる条件を付さなければならない。また、補助事業者は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (2) 間接補助事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、競争入札等に参加しようとする者に対し、別紙様式による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、農林水産業ロボット技術活用推進事業費補助金交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 政第 399 号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 2 による廃止前の交付要綱に基づき令和元年度以前に実施した事業については、なお従前の例による。
- 4 持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2180 号農林水産事務次官依命通知。）に基づき令和元年度に事業を実施した者による当該事業の継続実施については、なお従前の例による。

別表1（第3、第4、第10及び第11関係）

区分	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
1 農林水産業におけるロボット技術安全性確保策検討事業	(1) ドローン等小型の無人航空機による空中散布に関する安全性確保策の検討 ア 直接経費 イ 一般管理費  (2) ロボット農機に関する安全性確保策の検討及び遠隔監視によるロボット農機の無人での完全自動走行の実現に向けた検証 ア 直接経費 イ 一般管理費	定額	経費の欄に掲げる(1)のア及びイ又は(2)のア及びイの経費の相互間における30%を超える増減	1 補助事業者の変更 2 事業の新設又は廃止 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金等の増 4 事業費又は国庫補助金等の30%を超える減 5 成果目標の変更
2 次世代につながる営農体系確立支援事業	(1) 産地の戦略づくり支援  (2) データ駆動型農業の実践・展開支援 ア データ駆動型農業の実践体制づくり支援 イ スマートグリーンハウス展開推進	定額  定額、1/2 以内  定額	事業費又は国庫補助金等のそれぞれの経費の相互間における30%を超える増減	1 補助事業者の変更 2 事業の新設又は廃止 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金等の増 4 事業費又は国庫補助金等の30%を超える減 5 成果目標の変更
3 データ駆動型土づくり推進事業	(1) 土壌診断データベースの構築 ア 直接経費 イ 一般管理費  (2) 土づくりイノベーションの実装加速化 ア 直接経費 イ 一般管理費	定額    1/2 以内	経費の欄に掲げる(1)のア及びイ又は(2)のア及びイの経費の相互間における30%を超える増減	1 補助事業者の変更 2 事業の新設又は廃止 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金等の増 4 事業費又は国庫補助金等の30%を超える減 5 成果目標の変更

別表2（第5関係）

事業名	補助事業者の区分	交付決定者
1 農林水産業におけるロボット技術安全性確保策検討事業	左欄の事業を実施する補助事業者	農林水産大臣
2 次世代につなぐ営農体系確立支援事業 （1）産地の戦略づくり支援 （2） データ駆動型農業の実践・展開支援 ア データ駆動型農業の実践体制づくり支援	下記の区分以外の補助事業者	補助事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長
	北海道に主たる事務所が存在する補助事業者	北海道農政事務局長
	沖縄県に主たる事務所が存在する補助事業者	内閣府沖縄総合事務局長
イ スマートグリーンハウス展開推進	左欄の事業を実施する補助事業者	農林水産大臣
3 データ駆動型土づくり推進事業	左欄の事業を実施する補助事業者	農林水産大臣